平成２９年（フ）第１２５５号
京都市山科区北花山六反田町26番地55　テラスサンヒル102
債務者　山本　康弘
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２２号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地23―402
債務者　安達　喜之
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第６２６号
札幌市中央区北５条西12丁目２番地
破産者　株式会社東京フアッシヨン
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２８号
札幌市豊平区平岸５条７丁目70番地
破産者　株式会社コベニカ北海道
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０５号
栃木県宇都宮市竹林町109番地５、前住所宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋42番地163
破産者　赤羽根　明
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７６号
千葉市美浜区高洲３―６―１―904、申立時の住所千葉市中央区末広５丁目８番９号　サンクレイドル蘇我シンフォニー101号
破産者　深澤　　進
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８０５号
神戸市東灘区本庄町１丁目３番12―505号、前住所地神戸市東灘区西岡本２丁目７番１―642号
破産者　中村　光孝
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２号
兵庫県加古川市志方町畑544番地
破産者　藤建工業株式会社
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０９７号
横浜市南区南吉田町３丁目36番地
破産者　株式会社高勝
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９６号
横浜市中区本町１丁目５番地２
破産者　株式会社オリエンタル・ペガサス
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２７号
横浜市西区北幸２丁目10番33号マニュライフプレイス横浜４階
破産者　株式会社三和エージエンシー
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４５号
静岡市駿河区中島823番地の４
破産者　前田釣具株式会社
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７１号
静岡県熱海市昭和町14番８号
破産者　株式会社ヤマダ
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１１６２号
札幌市白石区平和通10丁目北９番23―201号
破産者　下城　貴則
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６号
青森県弘前市大字紙漉沢字山越164番地10
破産者　成田　一紀
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１６１４号
埼玉県新座市東１丁目８番39号　新座四季タウン第２　309号室、破産手続開始時の住所埼玉県新座市大和田１丁目21番８号
破産者　割石　　勉
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
岐阜県大垣市本町２丁目53番地
破産者　小林　俊夫
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
岐阜県大垣市本町２丁目53番地、開始決定時の住所岐阜県大垣市中野町５丁目29番地
破産者　小林　郁子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係